

(別紙)

団体補助金についての当面の取扱い方針

1 基本的な考え方

- (1) 団体補助金のあり方については、今後、市民協働参画施策の中での各種市民団体等に対する支援のあり方の検討結果を踏まえ、抜本的に整理することとし、その際に公募型補助についても導入を検討する。
- (2) 上記までの当面の措置として、団体補助金（別紙に掲げる団体に対する補助をいう。以下同じ。）については、以下のいずれかに該当する団体で市長が認めるものに対し交付することとする。
 - ① 市の福祉施策の増進に貢献する団体で、その活動が構成員の社会的支援につながる事業を行っていると思われる団体
 - ② 公益的活動を行っている団体で、その活動が市の施策に貢献していると認められる団体
- (3) 団体補助金以外の補助金については、個別に見直しを行う。

2 団体補助金についての補助交付額

- (1) 団体に対する運営費の補助額は、以下の基準に基づくものとする。

① 団体の構成員が30人未満	15,000円
② 団体の構成員が30人以上100人未満	30,000円以内
③ 団体の構成員が100人以上	50,000円以内

(注) 構成員数は会費の徴収を行っている会員数とし、補助金の限度額を会費総額と同額（15,000円に満たないときは15,000円）までとする。なお、会費の徴収を行っていない団体についての交付額は15,000円とする。
- (2) 団体に対する事業費の補助額は、広く市民を対象とするなど受益が特定されない臨時的な事業を行う場合において、直接その活動に要する経費に対し2分の1以内の額（150,000円を限度）とする。
- (3) 団体の構成や活動等から上記（1）及び（2）によりがたい場合は、市長が別に定めるものとする。
- (4) 補助額は毎年度の予算の範囲内で調整するものとし、上記の額を保障するものではない。
- (5) 上記取扱いにより、補助金が廃止又は激減となる団体（（3）による団体を除く。）については、平成17年度については、前年度交付額の2分の1を交付する激変緩和措置を設ける。

3 新規団体の扱いについて

公募型補助についての考え方は上記1（1）のとおりであり、それまでの間は原則として新規団体への補助は行わないこととするが、所管部局を通じ申出があれば予算編成の中で検討を行う。

(以上)